

# 豊前市立学校 ICT 支援業務委託仕様書

## 1. 件名

豊前市立学校 ICT 支援業務委託

## 2. 目的

文部科学省において、全ての児童生徒の「1人1台端末」等のICT環境が整備され、第二期GIGAスクールが始動している。豊前市立学校（以下「学校」という。）においても豊前市の教育理念・教育目標を基に、学校の実情に応じ、授業支援、教職員へスキルアップのための研修をより一層充実させ、児童生徒が自ら考え、学ぶことに重点を置き、ICT機器を用いた効果的な活用を行いたい。

本業務は、これらの状況を踏まえ、学校に整備・構築されたICT機器等の利活用に必要な支援を行う「ICT支援業務」を委託するものである。

## 3. 対象

豊前市立学校 13校

- 八屋小学校
- 大村小学校
- 宇島小学校
- 角田小学校
- 山田小学校
- 千束小学校
- 三毛門小学校
- 黒土小学校
- 横武小学校
- 八屋中学校
- 角田中学校
- 千束中学校
- 豊前蔵春学園

## 4. 業務概要

- (1) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 契約上限金額 7,761,600円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約形態 業務委託契約
- (4) 業務場所 豊前市立小中学校および義務教育学校

## 5. 業務内容

- (1) 学校稼働日の8:15～17:15(昼休憩1時間を含む)の勤務を基本とし、1校につき168時間とする。(ただし、豊前蔵春学園は2校としてカウントする)
- (2) GIGAスクール構想等で整備されたICT機器・サービスを効果的に利活用できるよう、提案や準備等の支援を行うこと。
- (3) 教育委員会及び学校の情報化計画の策定等に、専門家として立ち合い支援を行うこと。
- (4) 整備された機器にトラブルが発生した際、原因の一次切り分けを行い、速やかに適切な処置を講じるとともに、教育委員会及び学校に報告の上、保守業者に連絡をとること。
- (5) 学校からの問合せを受け付け、対応すること。即答できないものについては回答を保留

し、当日中に管理責任者へ報告すること。

- (6) 教職員が整備された ICT 機器を有効に利活用した授業等を展開できるよう研修や授業支援を行うこと。
- (7) 整備された Google for Education の活用研修を実施すること。
- (8) 教職員並びに児童生徒が情報化された社会に適応できるよう、情報モラル研修を行うこと。
- (9) 常に自己研鑽に努め、最新の情報を学校へ提供すること。
- (10) ICT 支援員管理ツール等を使用し、毎日の業務内容を報告書にまとめ、管理責任者へ提出すること。なお、管理責任者は打ち合わせの際に、教育委員会へ支援員の報告書を提出すること。
- (11) 業務内容の詳細については、別表 1 を参照すること。

## 6. ICT 支援員要求仕様

ICT 支援員について、必要な質を確保するために以下の全てを満たすこと。

- (1) 豊前市立学校へのサポートができるよう体制を整備しておくこと。
- (2) 豊前市内のサポート拠点には ICT 支援員能力認定試験合格者又は、教育情報化コーディネータ資格保有者が複数名所属しており、かつ 1 名以上常駐していること。
- (3) 契約者は ICT 支援員への指示命令を徹底管理し、教育委員会及び学校からの問い合わせの窓口となる管理責任者を設置すること。
- (4) 学校の行事等によりスケジュールが変更になった場合に対応できるよう、支援員の人員を十分に確保しておくこと。
- (5) 管理責任者は以下の要件を全て満たすこと。
  - A) 管理責任者は契約者の組織に所属していること。(外注は認めない。)
  - B) 教育情報化コーディネータ 3 級以上かつ、Google 認定教育者レベル 1 以上を有していること。
  - C) ICT 支援員として学校勤務の経験があること。
- (6) 管理責任者は以下の業務を行うこと。
  - A) 定期的に教育委員会と打ち合わせを行うこと。
  - B) ICT 支援員の業務計画や管理を行うこと。
  - C) ICT 支援員に対してスキルアップ研修を行うこと。(研修内容を教育委員会と共有すること。)
  - D) トラブルの発生等、緊急の対応が必要となった場合は速やかに対応すること。
- (7) ICT 支援員は以下の要件を全て満たすこと。
  - A) 本件の履行に必要な ICT スキルを有すること。
  - B) Google 認定教育者レベル 1 以上を有していること。
  - C) 学校における礼儀やマナーを遵守し、教職員・児童生徒とコミュニケーションが取れること。
  - D) 日常的にスキルアップに努めること。
- (8) 以上の内容に関して、管理責任者並びに ICT 支援員、サポート拠点について在籍証明や資格の証明書等の必要書類を契約時に提出すること。

## 7. 予算

令和 8 年度の予算措置が減額または承認されないときは、本契約を変更または契約に至らないものとする。

## 8. 協議

この仕様書に定めのない事項については、教育委員会と協議して実施する。